

企業会計基準適用指針公開草案第3号
退職給付制度間の移行等に関する会計処理（案）に対する意見

2002年1月18日
日経連環境社会部

平成13年12月26日付け標記公開草案にかかる別紙第1項「確定拠出年金制度へ資産を移換する場合の特例措置の要否について」に関し、下記のとおり、意見を申し上げます。

記

（意見）確定拠出年金制度への移行に伴う損益への影響を一定期間にわたって、繰延処理する特例措置を設けるべきである。

（理由）公開草案第21項（確定拠出年金制度への資産の移換）の処理方法については、未認識債務が多い企業では、大きな負担が発生し、労使合意による制度改定等が会計上の制約によって先送りされる状況も発生すると考えられる。

特に、相対的に未認識債務の多いと思われる退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行について、原則どおりの費用処理をすれば、中小企業を中心に大きな費用認識が必要となり、確定拠出年金制度への移行が阻害されることになる。

わが国の退職給付制度を大きく変える確定給付企業年金法ならびに確定拠出年金法の制定趣旨を踏まえ、制度間の円滑な移行を促進する観点から、会計処理において特例措置を講ずるべきである。

以上